

適合性判定を省略する場合及び宣言書の提出について

1. 適合性判定を省略する場合は、下記表のいずれかの書類を提出

	省エネ適合性判定を省略できる場合	提出書類 (正本・副本 各1部)
(1)	住宅で、省エネ性能の評価を仕様基準のみによって行う場合	仕様基準を確認できる書類一式
(1)'	住宅で、省エネ性能の評価を誘導仕様基準のみによって行う場合	誘導仕様基準を確認できる書類一式
(2)	住宅品確法の設計住宅性能評価を受けた場合（省エネ基準に適合するエネルギー消費性能を有する設計住宅性能評価に限る。）	住宅品確法の設計住宅性能評価又はその写し
(3)	長期優良住宅認定通知書の交付を受けた場合	長期優良住宅認定通知書又はその写し
(4)	長期使用構造確認書の交付を受けた場合	長期使用構造確認書又はその写し
(5)	低炭素建築物認定通知書の交付を受けた場合	低炭素建築物認定通知書の写し
(6)	建築物エネルギー消費性能向上計画通認定知書の交付を受けた場合	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し

2. 宣言書の提出について

上表のうち、(2) 設計住宅性能評価書 (3) 長期優良住宅認定通知書 (4) 長期使用構造確認書のいずれかの交付を受ける予定で、確認申請の際に、当該図書（若しくはその写し）を確認申請書と合わせて提出できない場合又は提出が困難と見込まれる場合には、宣言書の提出により、当該図書の提出に代えることができます。